平 成 25 年 度
規制対象製品の試買テスト報告書
（ガス用品及び液化石油ガス器具等に係る技術基準適合性等確認）

平成２６年１１月

目　　次

１．　調査の概要
　１．１　調査の目的…… 2
　１．２　調査の内容…… 2
　　１．２．１　対象品目と機種数…… 2
　　１．２．２　機器の選定…… 3
　　１．２．３　適用基準…… 5
　　１．２．４　適合状況の確認…… 5
　　１．２．５　調査期間…… 6

２．　調査結果の概要…… 6

別添資料…… 7

１．調査の概要

１．１　調査の目的

本調査は、消費者保護施策の一環として、製品事故の未然・再発防止を図るため、市販されている商品について消費者保護関連法令に定める事項の遵守状況等の調査及びテストを行い、商品の安全性の確認を図るとともに、製造(輸入)事業者に対する指導監督の参考に資する資料を得ることを目的とする。

１．２　調査の内容

ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）及び同法関係法規並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号。以下、「液石法」という。）及び同法関係法規に定める技術上の安全基準の遵守状況、表示内容の妥当性等についてのテスト及び問題点の解明を行うことにより、商品の安全性等を確認する。

(1)　ガス用品

・ガス事業法第３９条の１０に基づく技術基準への適合状況の確認

・ガス事業法第３９条の１２に基づく表示の確認

(2)　液化石油ガス器具等

・液石法第４６条に基づく技術基準への適合状況の確認

・液石法第４８条に基づく表示の確認

１．２．１　対象品目と機種数

ガス用品及び液化石油ガス器具等として指定されている規制対象製品のうち、平成２５年度は、ガス用品２品目（密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、屋外式ガス瞬間湯沸器）及び液化石油ガス器具等４品目（密閉式瞬間湯沸器、屋外式瞬間湯沸器、カートリッジガスこんろ（組込型）(※)、調整器）を調査対象とした。各品目毎の機種数（事業者数）は、表１－１、表１－２のとおり。

(※) カートリッジガスこんろのうち、液化石油ガスを充てんした容器が組み込まれる構造のもの。

表１－１　ガス用品の内訳

No.	品目名	機種数（事業者数）
1	密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	１機種（１事業者）
2	屋外式ガス瞬間湯沸器	２機種（２事業者）

表１－２　液化石油ガス器具等の内訳

No.	品目名	機種数（事業者数）
1	密閉式瞬間湯沸器	１機種（１事業者）
2	屋外式瞬間湯沸器	１機種（１事業者）
3	カートリッジガスこんろ（組込型）	１５機種（５事業者）
4	調整器	１８機種（７事業者）

１．２．２　機器の選定

機器の選定方法は、次のとおりである。

(1)　密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器及び密閉式瞬間湯沸器

密閉燃焼式のガス瞬間湯沸器（暖房機能を有するもの）から、市場における流通量が多い代表的な型式を中心に２機種を選定した（表１－３参照）。

表１－３　密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器及び密閉式瞬間湯沸器

No.	製造(輸入)事業者	型式	ガス種(注)
1	リンナイ株式会社	RUFH-E2402AFF(SAFF)	都市ガス用
2	株式会社ノーリツ	GTH-C2448(S)AW-FF	ＬＰガス用

（注）都市ガス用はガス用品、ＬＰガス用は液化石油ガス器具等に該当（以下同様。）。

(2)　屋外式ガス瞬間湯沸器及び屋外式瞬間湯沸器

屋外式のガス瞬間湯沸器（暖房機能を有するものを含む）から、市場における流通量が多い代表的な型式を中心に３機種を選定した（表１－４参照）。

表１－４　屋外式ガス瞬間湯沸器及び屋外式瞬間湯沸器

No.	製造(輸入)事業者	型式	ガス種
1	株式会社ガスター	RUFH-E2403AW(SAW)	都市ガス用
2	パーパス株式会社	GH-HK2400AW	ＬＰガス用
3	株式会社パロマ	Q-21-1	都市ガス用

（注）番号 1,2 は暖房機能を有する。番号 3 は給湯専用。

(3)　カートリッジガスこんろ（組込型）

市場における流通量が多い代表的な型式を中心に１５機種を選定した(表１－５参照)。

表１－５　カートリッジガスこんろ（組込型）

No.	製造(輸入)事業者	型式
1	株式会社旭製作所	AS-1
2		AMO-80
3		CB-TK-A
4		KZ-1
5		MVS-1

6	株式会社千石	GHP-210N
7		GK-N1
8		NC-35S
9	東邦金属工業株式会社	K-31HPN
10		TM-2
11	株式会社ニチネン	KC-105
12		KC-316
13		TH32-8.
14	株式会社穂高製作所	TC-30VH
15		TH35-8

(4) 調整器

市場における流通量が多い代表的な型式を中心に１８機種（単段減圧式から５機種、自動切替式から７機種、二段減圧式から６機種）を選定した（表１－６、表１－７、表１－８参照）。

表１－６　単段減圧式

No.	製造(輸入)事業者	型式
1	Ｉ・Ｔ・Ｏ株式会社 (旧:伊藤工機株式会社)	HS-5B
2	株式会社桂精機製作所	SKL-5A
3	株式会社神菱	R5-F
4	富士工器株式会社	RSA5-N
5	株式会社穂高製作所	HS-50S-B

表１－７　自動切替式

No.	製造(輸入)事業者	型式
6	Ｉ・Ｔ・Ｏ株式会社 (旧:伊藤工機株式会社)	AXS-8B
7	株式会社桂精機製作所	CA
8	株式会社神菱	RCL20
9	株式会社にっしん	NK-20

10	富士工器株式会社	RH8B
11	株式会社穂高製作所	HS-80S-C
12	矢崎エナジーシステム株式会社	AS8ZA

表１－８　二段減圧式

No.	製造(輸入)事業者	型式
13	Ｉ・Ｔ・Ｏ株式会社 (旧:伊藤工機株式会社)	BRV-30AHL
14	株式会社桂精機製作所	KLPB-10M
15	株式会社神菱	R4-FⅡ
16	株式会社にっしん	NL-G20
17	富士工器株式会社	RC30R
18	矢崎エナジーシステム株式会社	R8A

１．２．３　適用基準

(1)　密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器及び密閉式瞬間湯沸器

都市ガス用：ガス用品の技術上の基準等に関する省令（以下、「用品省令」という。）別表第３「密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器」に規定する技術上の基準

ＬＰガス用：液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(以下、「器具省令」という。)別表第３「密閉式瞬間湯沸器」に規定する技術上の基準

(2)　屋外式ガス瞬間湯沸器及び屋外式瞬間湯沸器

都市ガス用：用品省令別表第３「屋外式ガス瞬間湯沸器」に規定する技術上の基準

ＬＰガス用：器具省令別表第３「屋外式瞬間湯沸器」に規定する技術上の基準

(3)　カートリッジガスこんろ（組込型）

器具省令別表第３「カートリッジガスこんろ」に規定する技術上の基準

(4)　調整器

器具省令別表第３「調整器」に規定する技術上の基準

１．２．４　適合状況の確認

対象品目について、技術基準の適合性等の確認が可能な検査機関において検査を実施した。

１．２．５　調査期間

平成２５年７月２６日～平成２６年２月２８日

２．調査結果の概要

全３８機種中、カートリッジガスこんろ（組込型）の３機種について、技術基準に適合しないことが確認された（表２参照。詳細は別添参照）。

なお、確認された不適合の事案については、直ちに消費者に危害を及ぼすものはなかった。

表２　技術基準に適合しないことが確認された製品一覧

No.	品目	製造(輸入)事業者	型式	備　考
1	カートリッジガスこんろ（組込型）	株式会社ニチネン	KC-105	燃焼状態の不適合
2	カートリッジガスこんろ（組込型）	株式会社ニチネン	KC-316	点火性能及び燃焼状態の不適合
3	カートリッジガスこんろ（組込型）	株式会社ニチネン	TH32-8.	燃焼状態の不適合

別　添

［No. １］

１．製品概要

・品目名：カートリッジガスこんろ（組込型）
・型　式：KC-105（製品名：焼きまへんか）
・製造(輸入)事業者：株式会社ニチネン（販売元：株式会社ニチネン）
・生産国：中国

２．不適合の事案

点火して３０分経過した後、輻射熱板の裏側の様子を確認したところ、バーナー入り口付近の輻射熱板の裏側にすすが付着していた。

○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第３「カートリッジガスこんろ」（抜粋）

１９．通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事項	基準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	ないこと。
理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。）	０．１４パーセント以下であること。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（抜粋）

［カートリッジガスこんろ］

１９について

（４）すすの発生がないこととは、点火して３０分経過するまでの間（ただし、点火時は除く。）燃焼器にのせてあるなべの底部にすすが付着しないことをいう。

＜参 考＞

（写真１）製品外観

（写真２）すすの発生状況

［No. ２］

１．製品概要

・品目名：カートリッジガスこんろ（組込型）
・型　式：KC-316（製品名：マイコンロ・ユニヴァース）
・製造(輸入)事業者：株式会社ニチネン（販売元：株式会社ニチネン）
・生産国：中国

２．不適合の事案

（１）１０回点火操作を繰り返したときに、２回しか点火しなかった。

○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第３「カートリッジガスこんろ」（抜粋）

４．乾電池又は圧電素子を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を１０回繰り返したときに８回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（抜粋）

［カートリッジガスこんろ］

４について

「通常の点火操作」とは、日本工業規格Ｓ２１４７（２００９）カセットこんろの６．９．２試験方法ｃ）の操作をいう。

○日本工業規格Ｓ２１４７（２００９）カセットこんろ（抜粋）

６．９．２　試験方法　取扱説明書などに示す点火の方法または次によって、１０回繰り返して点火操作を行い、点火の回数及び爆発的点火の有無を調べる。

ｃ）点火操作の１回及び速さは点火源の発生構造によって、原則として次による。

１）点火源の発生が１操作１回のもの、例えば、圧電点火方式で単発式は、１操作１回とする。
なお、点火操作１回の速さは、約０．５～１秒とする。

２）点火源の発生が回転操作中連続するもの、例えば、圧電点火方式で連続回転式は、１回転を１回とする。
なお、点火操作１回の速さは、１）と同じとする。

３）点火源の発生が１操作で連続するもの、例えば、乾電池放電点火方式又はヒータ点火方式は、“点火”位置などの操作位置で２秒間保持することをもって１回とする。

（２）点火して３０分経過した後、試験なべの底面の様子を確認したところ、すすが付着していた。
　なお、形状の異なる炎口が４箇所あり、ノズルがある側の炎口から特に多くのすすが発生していた。

○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第３「カートリッジガスこんろ」（抜粋）

１９．通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事項	基準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	ないこと。
理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。）	０．１４パーセント以下であること。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（抜粋）

［カートリッジガスこんろ］

１９について

（４）すすの発生がないこととは、点火して３０分経過するまでの間（ただし、点火時は除く。）燃焼器にのせてあるなべの底部にすすが付着しないことをいう。

＜参 考＞

（写真１）製品外観

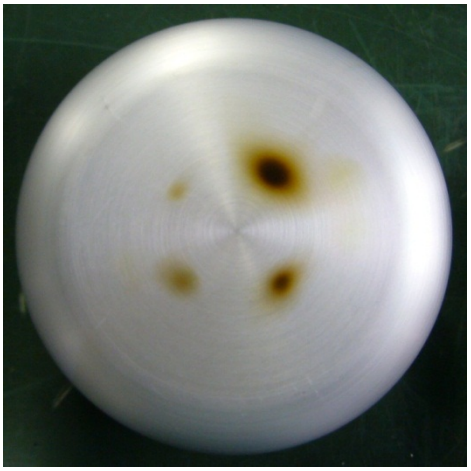

（写真２）すすの発生状況

［No．３］

１．製品概要

・品目名：カートリッジガスこんろ（組込型）
・型　式：TH32-8.（製品名：火子ちゃん）
・製造(輸入)事業者：株式会社ニチネン（販売元：株式会社 TTS）
・生産国：中国

２．不適合の事案

点火して３０分経過した後、試験なべの底面の様子を確認したところ、すすが付着していた。なお、形状の異なる炎口が４箇所あり、ノズルがある側の炎口から特に多くのすすが発生していた。

○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第３「カートリッジガスこんろ」（抜粋）

１９．通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事項	基準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	ないこと。
理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。）	０．１４パーセント以下であること。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（抜粋）

［カートリッジガスこんろ］

１９について

（４）すすの発生がないこととは、点火して３０分経過するまでの間（ただし、点火時は除く。）燃焼器にのせてあるなべの底部にすすが付着しないことをいう。

＜参 考＞

（写真１）製品外観

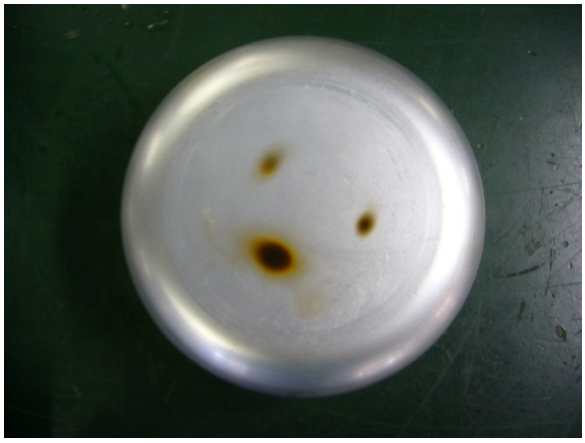
（写真２）すすの発生状況